[母子保健課関係]

新(案)	(自
母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱	母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱
1~2 (略)	$1 \sim 2$ (略)
(交付の対象) 3 · (1)~(3) (略)	(交付の対象) 3 (1) ~ (3) (略)
(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業	(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業 オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子 医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業
オ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業 カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業	カ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業
(交付額の算定方法) 4	(交付額の算定方法) 4
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)

(4) 3の(4)の事業

- ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額<u>(オの事業</u>についてはアにより選定された額)を交付額とする。

(削除)

(交付額の下限)

5 (略)

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、<u>別表1の徴収基準額表</u>に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。 ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

- (4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業
- ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(<u>力の事業</u> についてはアにより選定された額)を交付額とする。
- (5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業
- ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収 入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を 選定する。
- イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 (略)

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

- 6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、<u>次の各号に掲げる区分による徴収基準額表</u>に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。
 - 一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1
 - 平成20年7月1日以降

別表 1 - 2

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

- 7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。
- 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表2
- 工 平成20年7月1日以降 別表2-2

新(案)	旧
8 (1) ~ (9) (略)	8 (1) ~ (9) (略)
(削除)	(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に
(削除)	交付しなければならない。 (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件のほか(1)から(4)及び(6)、(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(4)、(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。ア間接補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、適正化法施行令
	第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、 都道府県知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、 譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 イ 間接補助事業者が地方公共団体の場合においては、この補助金と事業に係 る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、 これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認
	を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 ウ 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合においては、事業に係る収入及 び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整 理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の 承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保 管しておかなければならない。
	エ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 第5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。 なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支 社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部 (又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、
	本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

新(案)	旧
削除)	(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合に は、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
(削除)	(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は 一部を国庫に納付させることがある。
9~15 (略)	9~15 (略)

新(案)			IΒ			
(削除)	別表1 徴収	又基準額表(養育図			徵収基準	徴収基準
(HIDAN)	区分	世帯	の 階 層 (細) 区	分	月 額	加算月額
	A階層	び、中国残留邦ノ	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		H	14
	B階層	A階層を除き当	該年度分の市町村民税非課税	世帯	2,600	260
	 C階層	A階層及びD階層を除き当該 年度分の市町村民税の課税 世帯であって、その市町村民	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		世帯であって、七の市町村民 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額ある世帯	C2	7,900	790
	D階層	A階層及びB階層を除き前年税の所得税である。 一番である。 一本である。 一本である。 一本である。 一本である。 一本である。 一本である。 一本である。 一本である。 一本でもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	$\begin{array}{c} 800,001 \sim 1,160,000 \\ 1,160,001 \sim 1,650,000 \\ 1,650,001 \sim 2,260,000 \\ 2,260,001 \sim 3,000,000 \\ 3,000,001 \sim 3,960,000 \end{array}$	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14	10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 82,400 102,000 123,400 147,000 172,500 199,900 229,400 全額	1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 80,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 の月 だがに場合のな た額円い場合で 26,300円
	備考		(略)			

- 1	
4	
7	
ī	

Г			新(案)						旧			
-	到表1 徴 ^収	以基準額表(養育医	療給付事業)				別表1-2	徴収基準額表(割	養育医療給付事業)		T 44 (n 甘)准	独 田 甘 滩
	階層区分	世帯の	の階層(細)区	分	徴 収 基 準 月 額	徴 収 基 準加 算 月 額	階層 世帯の階層(細)区分			分	徴収基準月 額	徴収基準加算月額
	A階層				Pa Pa		A階層	び、中国残留邦/	が保護世帯(単給世帯を含む 、等の円滑な帰国の促進及び 爰に関する法律による支援給イ	永住帰	Н	. 0
	 B階層	A階層を除き当詞	 該年度分の市町村民税非課税	世帯	2,600	260	B階層	A階層を除き当	该年度分の市町村民税非課税	世帯	2,600	260
		A階層及びD階層を除き当該 年度分の市町村民税の課税	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540		A階層及びD階層を除き当該 年度分の市町村民税の課税	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
	C階層	世帯であって、その市町村民 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額のある世帯	C2	7,900	790	C階層	世帯であって、その市町村民 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額のある世帯	C2	7,900	790
	D階層	所得税の年額 15,000円以下 15,001~ 40,000 40,001~ 70,000 70,001~ 183,000 183,001~ 403,000 183,001~ 703,000 183,001~ 703,000 183,001~ 703,000 183,001~ 1,078,000 183,001~ 703,000 183,001~ 703,000 183,001~ 1,078,00		D8 D9 D10 D11	10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 82,400 102,000 123,400 147,000 172,500 199,900 229,400 全額	1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 を弾列でが2満合した たが2満合は たが2満合に 26,300 26,300 26,300 26,300 26,300 26,300 26,300	D階層	A階層をは を除きの所での を除きの形での が年税、 が年税、 がのの を除きが、 ののの のののの のののの のののの のののの のののの のののの ののののの ののののの のののののの	所得税の年額 15,000円以下 15,001~ 40,000 40,001~ 70,000 70,001~ 183,000 183,001~ 403,000 403,001~ 703,000 703,001~ 1,078,000 1,078,001~1,632,000 1,632,001~2,303,000 2,303,001~3,117,000 3,117,001~4,173,000 4,173,001~5,334,000 5,334,001~6,674,000 6,674,001以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11	10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 102,000 123,400 147,000 172,500 199,900 229,400 全額	1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 で類 し2満合の の月 だがに場るの た額円いる 26,300 26,300
	備考	(略)					備考	(略)				

新(案)							
(削除)	別表2 徵収基準額表(結核児童療育給付事業)						
	階 層区 分	世帯(の階層(細)区	分	徴収基準 月 額	徴 収 基 準 加 算 月 額	
	A階層	び、中国残留邦ノ	よる被保護世帯(単給世帯を含 、等の円滑な帰国の促進及び 爰に関する法律による支援給作	14	H		
	B階層	A階層を除き当	該年度分の市町村民税非課税	2,200	220		
·	C階層	A階層及びD階層を除き当該 年度分の市町村民税の課税	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	
		世帯であって、その市町村民 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額ある世帯	C2	5,800	580	
	D階層	A階層及びB階層を得税のでは 層をはは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ので	$\begin{array}{cccc} 42,001 &\sim & 92,400 \\ 92,401 &\sim & 120,000 \\ 120,001 &\sim & 156,000 \\ 156,001 &\sim & 198,000 \end{array}$	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左準別 しだが17,120円 い場合は17,120円	
	備考	(略)		<u> </u>	L		

1
4
N
2
ī

新(案)						旧						
<u> </u>						別表2-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)						
階層区分					階 層 区 分	世帯						
A階層			H _O	ų,	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及 び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給 世帯			퓝			
B階層	A階層を除き当	 該年度分の市町村民税非課税	世帯	2,200	220	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 2,200				220	
	A階層及びD階層を除き当該 年度分の市町村民税の課税	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き当該 年度分の市町村民税の課税	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	
C階層	世帯であって、その市町村民 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額のある世帯	C2	5,800	580	C陌層 - -	世帯であって、その市町村民 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額のある世帯	C2.	5,800	580	
D階層	A階層の帯で得知の を得見のでは を得別のでは を得別のでは を得別のでは をでは、 をでは、 のののののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは では、 ののののでは のののでは ののののでは ののののでは ののののでは ののののでは ののののでは ののののでは ののののでは のののでは ののののでは ののののでは のののでは ののののでは のののでは ののののでは のののののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のので のので	$\begin{array}{ccc} 21,001 \sim & 46,200 \\ 46,201 \sim & 60,000 \\ 60,001 \sim & 78,000 \end{array}$	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 を準% だがに場のの月 だがに場合けい場合は 17,120円	D階層	A階層の帯での額の区世帯 というでは、 ののでは を開発が のので を のので ののの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	所得税の年額 2,400円以下 2,401~ 4,800 4,801~ 8,400 8,401~ 12,000 12,001~ 16,200 16,201~ 21,000 21,001~ 46,200 46,201~ 60,000 60,001~ 78,000 78,001~ 100,500 100,501~ 190,000 190,001~ 299,500 299,501~ 831,900 831,901~1,467,000 1,467,001~1,632,000 1,632,001~2,302,900 2,302,901~3,117,000 3,117,001~4,173,000 4,173,001以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 を準 だが17,120 円 続に満は 17,120円	
備考	(略)					備考	(略)					

-424-

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 都遵府県(政令市、特別区)名 要国庫負担 額及び国庫 補助額 国庫負担(補助)基本額 備考 目 区分 養育医療費 母子保健衛 (生費負担金) 療育の給付費 計 結核児童日 用品費等負 結核児童日用品費等 担金 新 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 療育指導事業 案 小 計 会 計 (注) 国庫負担(補助) 基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。 様式 1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 都道府県(政令市 特別区)名

区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担 額及び国庫 補助額	備考
		P3	P	
母子保健衛	養育医療費			Į
中春負担金	療育の給付費			-
- KA	/\ <u>\</u> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		ļ	1
結核児童日 用品費等負 担金	結核児童日用品費等			
	子ともの心の診療拠点病院機構推進事業		 	┪
	療育指導事業		ļ	-
	生涯を通じた女性の健康支援事業		 	-
 	特定不妊治療費助成事業		}	-
母子保健衛				4
生費補助金	総合周産期母子医療センター運営事業		ļ	_
	健やかな妊娠・出産等サポート事業		 	4
	小 計			4
	合 計 負担(補助) 基本額欄には、様式2及び様式		1	1

1日

様式3 国庫補助金所要額調

寒

旧

報道亦謂 (助令士、註則反) 夕

対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額	要国庫補助額 (⑤)×補助率)
① Pi		(n)-20) (3)	(A)	•	
1 191				(5)	(6)
''	141	A	P	円	P)

- (注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
- ・交付要組4 (交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式3 国庫補助金所要額調

						道府県(政令)	市・特別区)名	
種	B	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額	基準額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	要国庫補助額 (⑥×補助率)
		1	2	(1)-(2) 3	4		<u>6</u>	Ø.
		円	A	P)	円	PI	円	· P
子どもの心の診療拠	点病院機構推進事業					\		
療育指導事業								
生涯を通じた女性の	健康支援事業							
特定不妊治療費助成	事業							
周産期医療対策事業								
総合固産期母子医療	直接補助							
センター運営事業	間接補助							
健やかな妊娠・出産	等サポート事業							
合	£+							

- (注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

様式3 国庫補助金精算額調 都道府県 (政令市·特別区) 名 国庫補助 要国庫補助額 (⑤×補助率) 対象経費の 寄付金その 支出予定額 他の収入額 基準額 差引額 目 (1)-(2) 3 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 療育指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業 健やかな妊娠・出産等サポート事業 妊産婦ケアセンター運営事業 숨 밝 (注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 - 交付要組4 (交付額の實定方法) (4) に掲げる事業 ③と個とを比較して少ない方の額。 - 「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 様式3 国庫補助金精算額調 都道府県(政令市・特別区)名 国庫補助 要国庫補助額 (⑥×補助率) <u>都道府県</u> 対象経費の 寄付金その 差引額 補助額 支出予定額 他の収入額 B 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 療育指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業 周産期医療対策事業 総合周産期母子医療 センター運営事業 間接援助 健やかな妊娠・出産等サポート事業 IΒ 合 計 (注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 ・交付要網4 (交付額の算定方法) (1)及び(2)に掲げる事業 ③と個とを比較して少ない方の額。 ・交付要網4 (交付額の算定方法) (3)に掲げる事業 ③と個とを比較して少ない方の額。 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の①の額は、⑥と同額とする。